

稲築中学校区小中一体型校施設整備基本計画について（答申）

平成31年2月

稲築中学校区小中一体型校施設整備協議会

目 次

1. はじめに	1
2. 協議の内容と結果	2
(1) 計画候補地について	2
(2) 施設配置について	3
(3) 空間計画、平面計画について	5
(4) その他基本計画作成に必要な事項について	6
3. おわりに	7
4. 資料編	8
(1) 諮問文	8
(2) 協議会条例、施行規則	9
(3) 稲築西小学校敷地と稲築中学校敷地の比較について	11
(4) 稲築中学校の現敷地内での改築について	11
(5) 稲築中学校区の移行計画について	12
(6) 稲築中学校区のゾーニング（案）について	12
(7) 稲築中学校区の管理諸室位置比較について	13
(8) 稲築中学校区の昇降口位置比較について	14
(9) 協議会開催経過	15
(10) 先進地視察	15
(11) 協議会委員名簿	15

1. はじめに

稲築中学校区小中一体型校施設整備協議会（以下「協議会」という。）は平成30年10月18日に嘉麻市教育委員会から、次の事項について諮問を受けた。

◎稲築中学校区小中一体型校施設整備基本計画について

- ・計画候補地について
（※協議会において、「建設予定地」を「計画候補地」とした。）
- ・施設配置について
- ・空間計画、平面計画について
- ・その他基本計画の作成に必要な事項について

本協議会は、協議委員を学識経験者（教育公務員経験者）、保護者の代表者（PTA）、公共的団体が推薦する者（行政区長・青少年育成住民会議）及び学校の代表者（校長・教頭・主幹教諭・事務職員）で組織し、協議の中に稲築中学校区の住民と保護者の意見及び学校としての意見を広く反映できるものとなっている。

協議会では、諮問事項が稲築中学校区の特色ある学校を創造していくにあたって、重要な事項であることを認識し、稲築中学校区における小中一体型校施設整備基本計画を作成するための基本的な事項について、活発に協議を行ってきた。

協議の進め方としては、まず「計画候補地の選定」を行い、「計画候補地内における施設配置の検討」から「校舎の空間計画、平面計画の検討」さらに「その他基本計画に盛り込むべき事項」について協議を進めてきた。

本書は、嘉麻市学校施設整備審議会の答申を尊重するとともに、嘉麻市学校施設整備基本計画（改訂版）（以下「改訂基本計画」という。）及び嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針（以下「基本方針」という。）に則り、『質の高い教育を実現する学校・地域創造の核となる学校』及び校区の特色を反映させた施設整備を推進していくため、協議会で協議した結果をまとめたものであり、稲築中学校区小中一体型校施設整備基本計画に本答申が最大限反映されることを期待する。

2. 協議の内容と結果

(1) 計画候補地について

① 協議の内容

平成29年度嘉麻市学校施設整備審議会答申を踏まえた改訂基本計画において、「施設整備にあたっては、小中学校で共有できる施設についてはできる限り共有し、経済的かつ効率的な施設として整備します。施設整備に係る候補地につきましては、財政負担の軽減及び地域コミュニティへの影響を考慮し、既存学校用地の活用を最優先で検討します。」と示されている。

よって、計画候補地の選定にあたっては、稲築西小学校及び稲築中学校の建物配置や通学路の現状把握を行い、それぞれの敷地面積や安全性、改築に係る課題点などの観点から比較検討し、協議を行った。

稲築西小学校敷地及び稲築中学校敷地は、安全性、通学路などを検討すると両敷地とも問題はなかった。敷地面積については、それぞれの面積では小中一体型校の校舎や運動場等を配置するには狭少のため、隣接している両敷地を一体的に活用することにより計画候補地としての要件を満たした。

- 稲築西小学校敷地と稲築中学校敷地の比較について
稲築西小学校敷地と稲築中学校敷地の下記3項目比較を示します。

比較項目	稲築西小学校敷地	稲築中学校敷地	稲築西小学校敷地 稲築中学校敷地
敷地面積	約28,000㎡	約30,000㎡	約58,000㎡
安全性	○ 高台に位置し、防災拠点としての機能を有している。	○ 高台に位置し、防災拠点としての機能を有している。	○ 高台に位置し、防災拠点としての機能を有している。
計画候補地としての適正	△	△	○ 両敷地を一体的に活用。

② 協議の結果

○稲築中学校区の計画候補地については、敷地面積や安全性などの観点から稲築西小学校敷地及び稲築中学校敷地の両敷地を一体的に計画候補地とする。

【附帯意見】

計画候補地について、関連事項として次の意見を附帯する。

(ア) 給食センター廃止後の敷地活用も含めて検討すること。

(2) 施設配置について

① 協議の内容

施設配置の検討にあたり、校舎配置については、i) 稲築西小学校の運動場に新校舎を整備する中央配置案、ii) 稲築中学校の運動場に新校舎を整備する西側配置案、iii) 稲築中学校の校舎側に新校舎を整備する東側配置案の3案について、歩車動線の分離、新校舎建設時における児童生徒の学校生活への影響、工期を含む工事範囲や工事移行計画などを比較検討し、協議を行った。

また、改訂基本計画において、小中一体型校の整備に併せて学校と地域の相互交流を促進する地域コミュニティの拠点施設として、社会教育施設及び社会体育施設を併設した複合型の施設整備についても検討していく方向性が示されており、事務局から稲築中学校区では、児童生徒と地域住民が相互利用できる公立図書館、稲築地区公民館及び社会体育対応体育館の整備を検討している旨の説明を受けた。

協議会としては、学校は地域コミュニティの拠点施設であり、これからの学校教育を推進していくためには、学校と地域が連携することの重要性を認識した。よって、これらを併設した場合に想定される、地域開放性、不審者対策及び安全対策についても協議を行った。

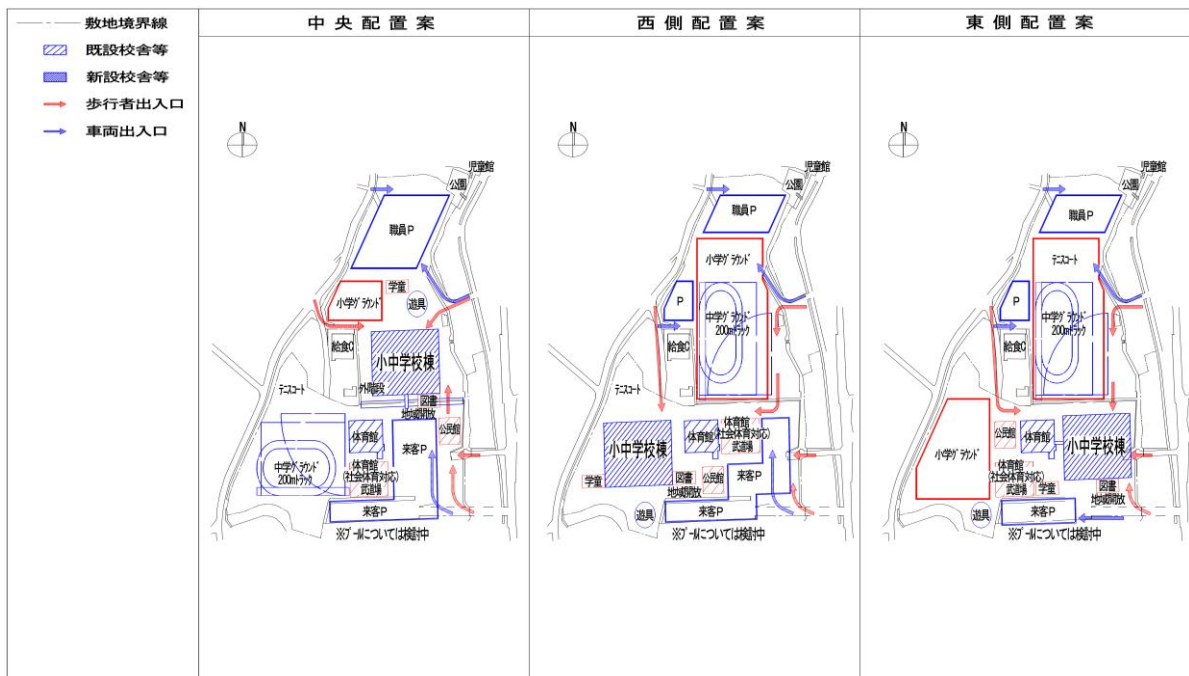
3案についての協議内容は以下のとおりであり、共通事項として、稲築中学校の体育館は、著しい老朽化も見られないため、改修により対応すること。また、稲築中学校の体育館のみでは面数不足が生じるため、新たな体育館（社会体育対応）についても検討することとする。

i) 中央配置案は、稲築西小学校の運動場に新校舎整備となるため、工事範囲を校舎側と運動場側で分離することが可能である。また、仮設校舎整備の必要性がないため、東側配置案に比べ、工期が短期になることが想定される。地域開放性については、外部から寄り付きやすい位置に地域住民が主体的に活動するゾーン（以下「地域活動ゾーン」という。）を集約しているため、学校と地域活動ゾーンの区分けが明確となる。不審者対策及び安全対策については、来校者及び社会教育施設等利用者の動線が限定されるため来校者の把握が可能となる。

ii) 西側配置案は、稲築中学校の運動場に新校舎整備となるため、工事範囲を校舎側と運動場側で分離することが可能である。また、仮設校舎整備の必要性がないため、東側配置案に比べ、工期が短期になることが想定される。地域開放性については、外部から寄り付きやすい位置に地域活動ゾーンを集約しているため学校と地域活動ゾーンの区分けが明確となる。不審者対策及び安全対策については、社会教育施設等利用者の動線は限定されるが、学校と社会教育施設

が近接するため、学校からの死角が増え、公民館などの利用者の把握は難しい。

iii) 東側配置案は、稲築中学校の現校舍側に新校舍整備となるため、仮設校舎の必要性が生じる。現校舎を解体し、新校舎を整備していくこととなり、生徒に対する仮設校舎移転に伴う環境変化による影響が懸念される。工期については、仮設校舎整備の必要性があるため、他の2案に比べ長期になることが想定される。また、敷地東側の住宅地に新校舎が近接することになり、学校周辺地域への影響が懸念される。地域開放性については、学校と地域活動ゾーンの区分けが不明確となる。不審者対策及び安全対策についても、社会教育施設等利用者の動線は限定されるが、学校と社会教育施設が近接するため、学校からの死角が増え、公民館などの利用者の把握は難しい。



② 協議の結果

○稲築中学校区の施設配置については、仮設校舎建設による財政面の負担や児童生徒の学校生活への影響、地域活動ゾーンとの関係性などの観点から中央配置案とする。

○学校ゾーンと地域活動ゾーンを明確に区分けすること。

【附帯意見】

施設配置について、関連事項として次の意見を附帯する。

(ア) 児童生徒の安全・安心を最大限配慮すること。

(イ) 児童生徒、来校者、地域活動ゾーン利用者及び車両の動線を明確に分離すること。

(ウ) 小学校グラウンドと中学校グラウンドの分離配置を検討すること。

(エ) 送迎車両の対応を検討すること。

(3) 空間計画、平面計画について

① 協議の内容

空間計画、平面計画についての基本的な考えとして、普通教室については、学年ユニットによる構成とし、ユニット内において学級・学年での様々な活動に対応する配置。小・中学校の交流、連携の拠点となる小中交流スペースの配置。小・中学校が独立性を保ちつつ、交流、連携が行いやすい施設全体を集約した配置。学校と地域の連携拠点となる地域交流ゾーンの配置などの説明を受けた。

よって、配置ゾーニングについて、校舎構成のイメージを基に階層や各階平面ゾーニングについて協議を行った。

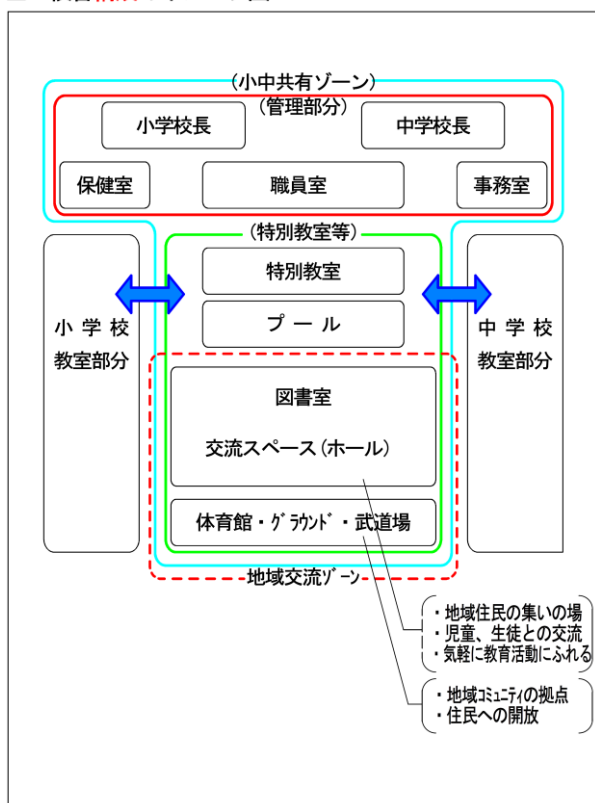
各階のゾーニングについては、1階には、運動場や観察園への移動など、接地性を考慮して小学校低学年を配置。小・中学校の相互利用頻度が高い特別教室を集約。自校給食による給食搬出入車両の寄り付きやすさを考慮し給食室を配置する。

2階には、安全管理面から屋外運動場、アプローチ部分及び地域活動ゾーンを含め見通しが良い位置に職員室、来校者を把握しやすい位置に事務室、運動場に近い位置に保健室などの管理諸室を配置。小学校中学年・高学年を配置し、中学生を意識できる配置。小・中学校の交流、連携の拠点となる異学年交流スペースを配置。公立図書館を学校と地域が相互利用しやすい位置に配置する。

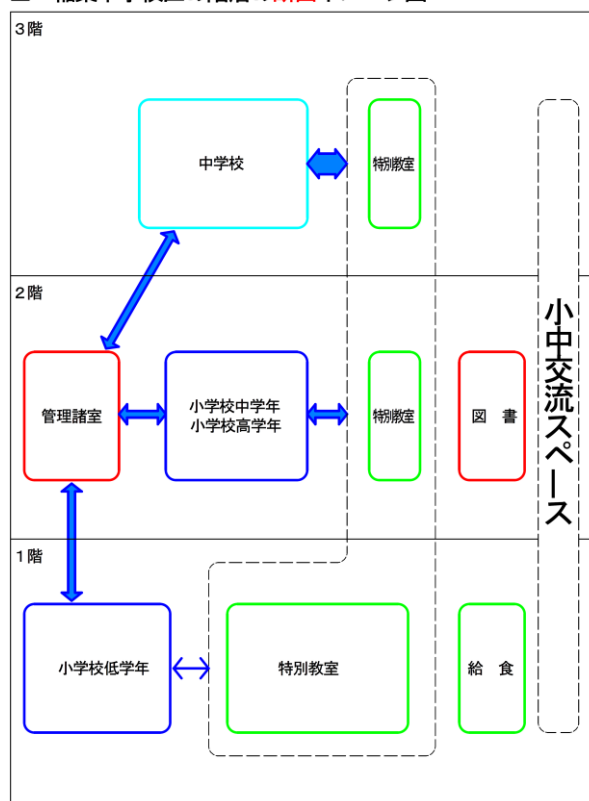
3階には、単位時間数の違いなどの配慮から中学校を配置し、中学校の利用頻度が高い特別教室を一部配置する。

昇降口については、児童の歩行通学動線と生徒の自転車通学動線が学校敷地内で交差しないよう、児童昇降口は1階配置、生徒昇降口は2階配置などの分離配置について協議を行った。

□ 校舎構成のイメージ図



□ 稲築中学校区の階層の断面イメージ図



② 協議の結果

- 稲築中学校区の空間計画、平面計画については、教育委員会と学校で意見交換を行うこと。
- 図書館については、児童生徒のプライバシーと安全に最大限配慮すること。

【附帯意見】

空間計画、平面計画について、関連事項として次の意見を附帯する。

- (ア) 学年配置の変更が可能な教室配置とすること。
- (イ) 小学校と中学校の特別支援学級は分離配置とすること。
- (ウ) 特別教室は負担なく時間割が組める教室数を確保すること。
- (エ) 技術教室は機材の搬入等があるため1階に配置すること。
- (オ) 保健室は外部から寄り付きやすく、職員室と連絡が取りやすい場所に配置すること。
- (カ) 保健室は児童生徒の相談対応が可能な配置とすること。
- (キ) 小学校と中学校のゾーニングについては、階層分けに捉われずに検討すること。

(4) その他基本計画作成に必要な事項について

① 協議の内容

基本方針に定める「基本コンセプト実現に向けた施設整備」を基に、稲築中学校区の特色を考慮し、稲築中学校区小中一体型校施設整備基本計画へ反映すべき意見について協議を行った。

② 協議の結果

- その他基本計画作成に必要な事項について、以下の意見があった。
- 遊具広場のスペースを設けること。
 - 児童生徒用の防災備蓄倉庫を設置すること。
 - 図書館の利用方法については、児童生徒の安全面に最大限配慮しつつ、地域コミュニティの場として活用するために十分な検討を行うこと。

【附帯意見】

その他基本計画作成に必要な事項について、関連事項として次の意見を附帯する。

- (ア) 生徒用ロッカーは中身が把握できるものにすること。
- (イ) 学童保育は、学校の教育活動に支障の無い配置とすること。

3. おわりに

本協議会では、平成30年10月18日から平成31年2月22日までの9回にわたって、稲築中学校区小中一体型校の計画候補地から施設配置等について財政的、教育的及び地域的な視点から、稲築中学校区の特色を考慮しながら協議を重ねてきた。

協議の経過では、稲築西小学校及び稲築中学校の現状から計画候補地の選定を進め、歩車動線の分離や児童生徒への影響を考慮し、計画候補地内での施設配置の検討を行った。また、一体型校舎の先進事例として、飯塚市立小中一貫校潁田校を現地視察し、小中一体型の校舎や教育について知識を深めた。その後、配置ゾーニングについて検討を行い、今後の稲築中学校区小中一体型校施設整備基本計画へ反映すべき意見について協議を行った。

協議の結果として、計画候補地については、稲築西小学校敷地及び稲築中学校敷地を一体的に活用することとし、施設配置については、稲築西小学校の運動場に新校舎整備を行う中央配置案とした。空間計画、平面計画については、本協議会での意見を踏まえながら進めることとし、今後の稲築中学校区小中一体型校施設整備基本計画策定にあたり、一定の方向性を示すこととなった。

稲築中学校区小中一体型校施設整備基本計画の策定にあたっては、本答申の内容が最大限尊重され、本市の目指す子ども像にある「嘉麻市に愛着と誇りを持ち、人とつながり、共に学び合い、支え合いながら未来の社会を生き抜く力を持てる子ども」を育成するための学校教育環境整備の充実と、社会教育施設及び社会体育施設の併設により学校と地域の相互交流を促進する地域コミュニティの拠点施設として機能するよう、市民の理解と協力を得ながら、鋭意取組を進められることを望む。

最後に、学校は子どもたちにとって教育の場であり、生活の場でもあると同時に、地域の拠点施設でもあるということを重視していただき、子どもたちの教育環境の充実が、嘉麻市を担っていく子どもたちの成長の礎となることを切に願い答申とする。

4. 資料編

(1) 諮問文

30嘉教学第1251号

平成30年10月18日

稲築中学校区小中一体型校施設整備協議会
会 長 殿

嘉麻市教育委員会

稲築中学校区小中一体型校施設整備基本計画について(諮問)

昨今の社会経済情勢は、少子高齢化、情報化、家族のあり方などが大きく変化し、地方教育行政を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しております。

本市の教育環境におきましても、人口減少に比例して児童・生徒数が減少するなか、自ら学び、自ら考える新たな教育に対応した教育環境の改善・充実に向けた早急な対応が求められております。

また、嘉麻市の財政状況は年々厳しさを増しておりますが、施設の老朽化対策及び安全安心な教育環境を確保するためには、施設整備は避けては通れぬ重要事項であり、経済的で効率的な施設整備が求められております。

そのような状況の下、嘉麻市教育委員会では嘉麻市学校施設整備審議会の答申に基づき、平成30年6月に嘉麻市学校施設整備基本計画を改訂し、今後は『小中施設一体型校舎』として学校施設の整備を推進していくことを決定いたしました。さらに、平成30年10月には、施設整備の基本要件を整理した、「嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定したところです。

本協議会におかれましては、基本方針に基づき、稲築中学校区の特色を反映させた施設整備を推進していくために、学校・家庭・地域における現状や課題をはじめ、地域住民の意向にも配慮しながら、『質の高い教育を実現する学校・地域創造の核となる学校』という基本コンセプトの実現に向け、下記事項についてご協議いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・建設予定地について
- ・施設配置について
- ・空間計画、平面計画について
- ・その他基本計画作成に必要な事項について

(2)協議会条例、施行規則

嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市小中一体型校の施設整備（以下「施設整備」という。）に関し、嘉麻市学校施設整備基本計画を踏まえ、地域の特性を活かした施設整備に必要な事項を協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市小中一体型校施設整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称及び協議区域)

第2条 協議会の名称及び協議区域は、次のとおりとする。

名称	協議区域
碓井中学校区小中一体型校施設整備協議会	碓井中学校区
稲築中学校区小中一体型校施設整備協議会	稲築中学校区
稲築東中学校区小中一体型校施設整備協議会	稲築東中学校区

(所掌事務)

第3条 協議会は、教育委員会の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 施設整備の基本的な考え方に基づく、協議区域の施設整備に関する事項
- (2) その他施設整備に関し、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 保護者の代表者 4人以内
- (3) 学校の代表者 4人以内
- (4) 公共的団体が推薦する者 3人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する諮問等に係る事務が終了するまでの間とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例(平成30年嘉麻市条例第34号)第8条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成22年嘉麻市告示第131号)に定めるもののほか、嘉麻市 小中一体型校施設整備協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、教育委員会が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所、及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 稲築西小学校敷地と稲築中学校敷地の比較について

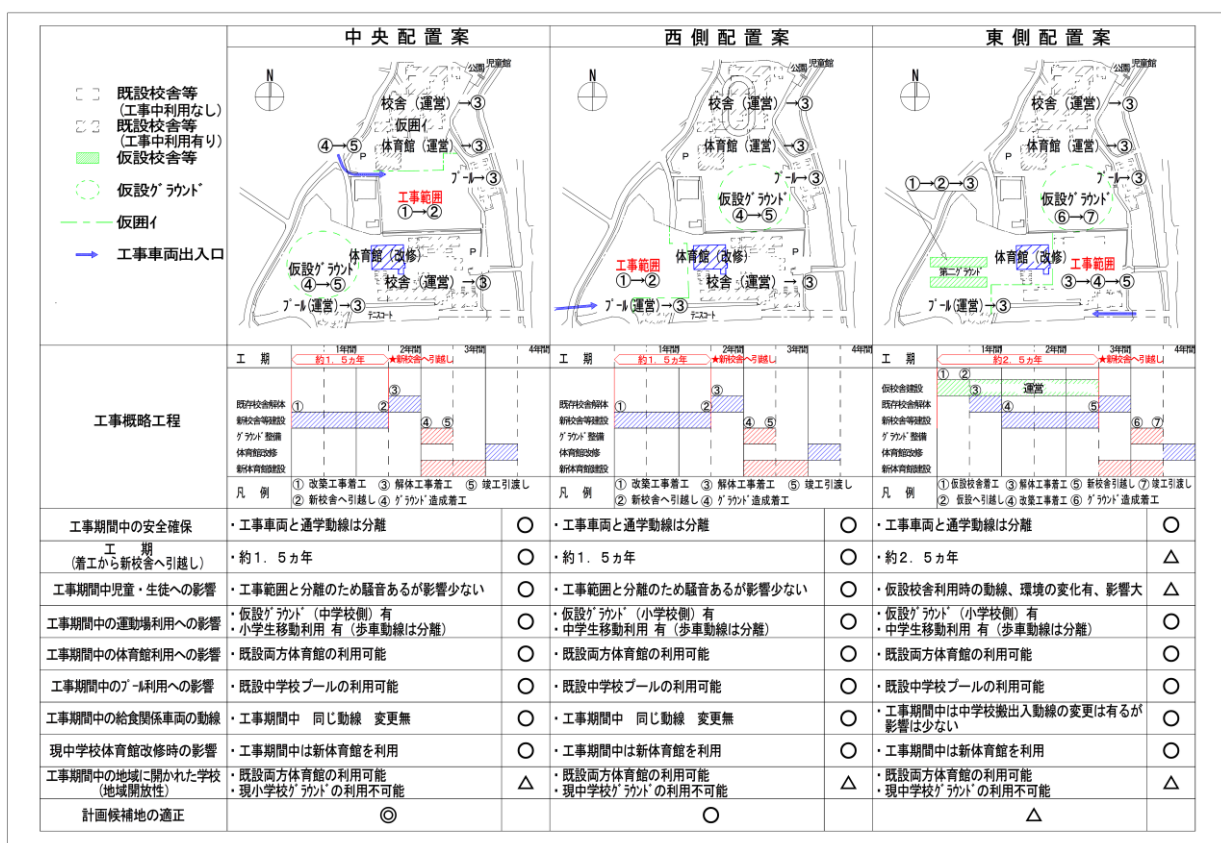
- 稲築西小学校敷地と稲築中学校敷地の比較について
稲築西小学校敷地と稲築中学校敷地の下記3項目比較を示します。

比較項目	稲築西小学校敷地	稲築中学校敷地	稲築西小学校敷地 稲築中学校敷地
敷地面積	約28,000㎡	約30,000㎡	約58,000㎡
安全性	○ 高台に位置し、防災拠点としての機能を有している。	○ 高台に位置し、防災拠点としての機能を有している。	○ 高台に位置し、防災拠点としての機能を有している。
計画候補地としての適正	△	△	○ 両敷地を一体的に活用。

(4) 稲築中学校区の現敷地内での改築について

	中央配置案	西側配置案	東側配置案
新校舎の配置	・稲築西小学校の現運動場敷地に建設	・稲築中学校の現運動場敷地に建設	・稲築中学校既存校舎敷地に建設
学校周辺地域への影響	・周辺地域への影響は少ない	○ 周辺地域への影響は少ない	○ 東側住宅地側に新校舎近接のため日影影響有り △
幹線道路との接続	・来客者は稲築中前交差点より接続 ・教職員は現小学校正門及び西側道路より接続	○ 来客者は稲築中前交差点より接続 ・教職員は現小学校正門及び西側道路より接続	○ 来客者は稲築中前交差点より接続 ・教職員は現小学校正門及び西側道路より接続 ○
既存体育館と新校舎との距離	・新校舎より既存体育館へ約20m	△ 新校舎と既存体育館は近接	○ 新校舎と既存体育館は近接 ○
歩車分離動線	・歩車動線は分離	○ 歩車動線は分離	○ 歩車動線は分離 ○
職員駐車場の位置と駐車台数	・校舎の近くに配置、利便性高い 職員P100台以上	○ 校舎から約200m離隔している 職員P100台以上	△ 校舎から約200m離隔している 職員P100台以上 △
来客駐車場の位置と駐車台数	・校舎の近くに配置、利便性高い 来客P100台以上	○ 校舎から約50m離隔している 来客P 50台以上	△ 校舎の近くに配置、利便性高い 来客P 30台以上 △
児童、生徒、学童の送迎対応	・職員駐車場で一括対応 可	○ 駐車場が分散	△ 駐車場が分散 △
中学が「ラウンド」の広さ、配置	・200mトラック、野球場、サッカー場の適正広さ確保	○ 200mトラック、野球場、サッカー場の適正広さ確保 ・防球ネット必要	△ 200mトラック、野球場、サッカー場の適正広さ確保 ・防球ネット必要 △
小学が「ラウンド」の広さ、配置 (第二が「ラウンド」)	・40m×60m程度 やや狭い ・中学が「ラウンド」と分離配置	○ 30m×50m程度 やや狭い ・中学が「ラウンド」と一体配置 ・校舎から約180m離隔している	○ 50m×80m程度 少年サッカー場適正広さ確保 ・中学が「ラウンド」と分離配置 ・校舎から約100m離隔している ○
仮設校舎使用の有無	・仮設校舎使用 無	○ 仮設校舎使用 無	○ 仮設校舎使用 有 (中学校用の仮設校舎) △
地域に開かれた学校 (地域開放性)	・体育館と社会体育施設と生涯学習施設と来客P近接 ・学校と地域開放ゾーンの区分 明確 ・来客動線が限定、全体把握 可能	○ 体育館と社会体育施設と生涯学習施設と来客P近接 ・学校と地域開放ゾーンの区分 明確 ・来客動線が限定、全体把握 可能	△ 体育館と社会体育施設と生涯学習施設と来客P近接 ・学校と地域開放ゾーンの区分 明確でない ・来客動線が限定、全体把握 可能 △
費用面における加算額比較	・約1.0億円 (小学が「ラウンド」造成、防球ネット)	○ 約1.5億円 (小学が「ラウンド」造成、防球ネット)	○ 約3.5億円 (仮設校舎、テニスコート造成、防球ネット) △

(5) 稲築中学校区の移行計画について



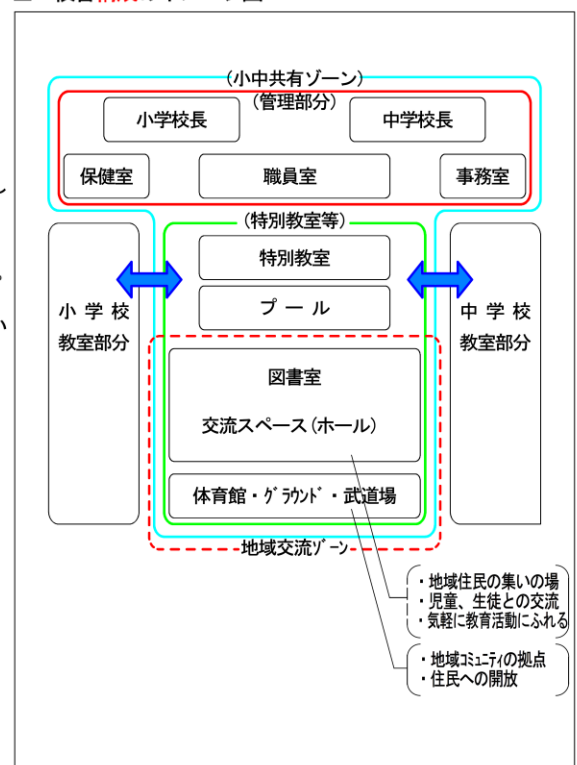
(6) 稲築中学校区のゾーニング (案) について

□ 稲築中学校区の配置ゾーニング

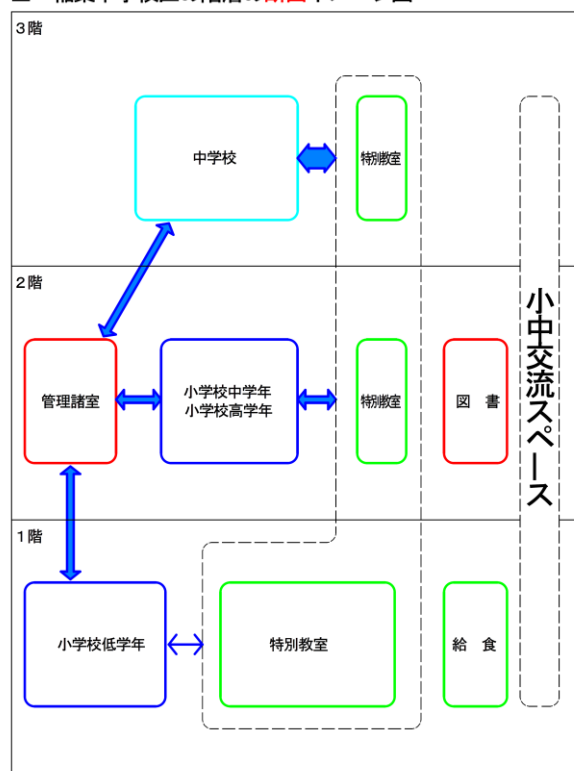
〈配置ゾーニングの考え方〉

- 1 車両と歩行者を明確に分離する。
職員駐車場は、北側に集約する。
来客者車両は、南側に集約する。
- 2 1, 2階は、特別教室、小学校教室、管理諸室を集約する。
3階は、一部特別教室、中学教室を配置する。
- 3 グラウンドと既存施設1F、社会体育1F、生涯学習1F、来客駐車場を集約し「地域交流ゾーン」を拡充する。
- 4 学校管理ゾーンと地域開放ゾーンを明確に分離する。
- 5 小・中学校の交流、連携の拠点となる異学年交流スペースを配置する。
- 6 特別教室、管理諸室を小・中で共有化し、施設全体をコンパクトに集約する。
- 7 稲築中学校区の地域コミュニティの拠点として地域住民が親しみ、集いやすい配置とする。

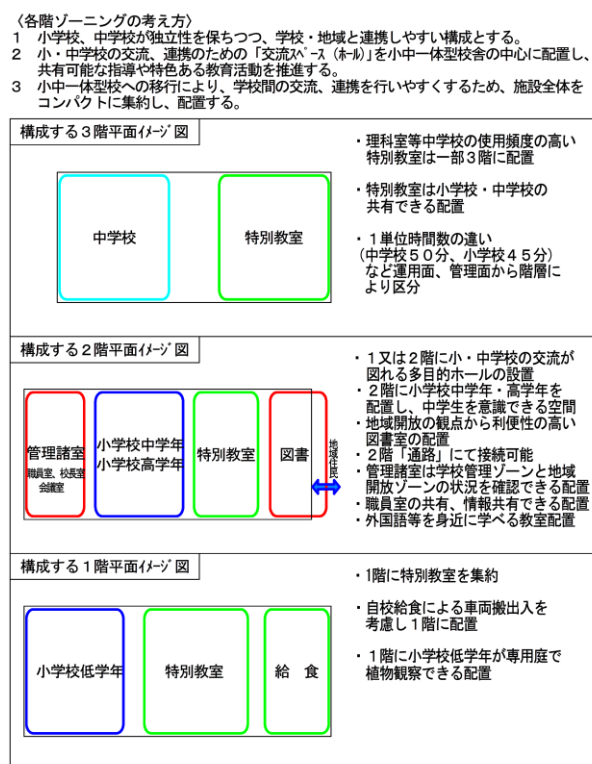
□ 校舎構成のイメージ図



□ 稲築中学校区の階層の断面イメージ図



□ 稲築中学校区の各階平面イメージ図



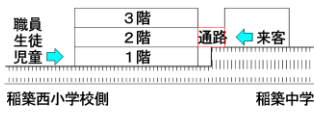
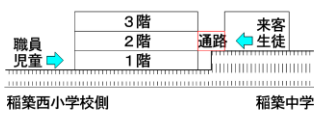
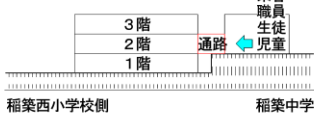
(7) 稲築中学校区の管理諸室位置比較について

□ 稲築中学校区の管理諸室位置比較について 1階配置と2階配置の比較を示します。

比較項目	断面イメージ	利 点	課 題 点	対 応 策
2階配置案		小学グラウンド及び中学グラウンドと地域交流ゾーンを含め見渡しが良い。 体育館及び体育館・武道場（社会体育対応）へ移動に便利。 図書館、体育館、武道場、グラウンド等の地域交流ゾーン来客玄関、受付等を連絡のよい位置に計画可能。 校舎の中央階に配置。 （小学校低学年の視認性高い位置に配置可能） 職員室は、屋外運動場、アプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動に利便な位置に計画することが重要である。 ※文部科学省「小学校施設整備指針」、 文部科学省「中学校施設整備指針」より	小学校低学年と同一階でない。	小学校低学年の視認性が高い位置に配置。 学校敷地内の動線（児童、生徒、来客）を明確にする。 学校敷地内を見渡せる為、来客動線を外れた人を発見しやすい。 職員室から直接1階へ行ける動線の確保。 防犯カメラ等の設置。
1階配置案		小学校低学年と同一階である。 接地している。	中学グラウンドと体育館、武道場の地域交流ゾーンを含め見渡しが悪い。 （敷地全体の見通しに死角ができる） 図書館、体育館、武道場、グラウンド等の地域交流ゾーン来客玄関が2階にあるため、管理諸室からの連絡、管理が難しい。 事務室は、校長室、職員室、外来者用玄関、受付等との連絡のよい位置に計画することが重要である。 ※文部科学省「小学校施設整備指針」、 文部科学省「中学校施設整備指針」より	学校敷地内の動線（児童、生徒、来客）を明確にする。 防犯カメラ等の設置。 事務室等を2階に設置。

(8) 稲築中学校区の昇降口位置比較について

- 稲築中学校区の昇降口位置比較について
稲築西小学校敷地側と稲築中学校敷地側設置の下記3項目比較を示します。

比較項目	断面イメージ	利点	課題点
1階設置集約案		生徒 来客者と動線分離が可能。	中学が「ランド」利用時、上下移動が生じる。
		児童 小学が「ランド」側に位置し、平行移動可能。 来客者と動線分離が可能。	—
1・2階設置分離案		生徒 中学が「ランド」側に位置し、平行移動可能。	来客者と動線が交差。
		児童 小学が「ランド」側に位置し、平行移動可能。 来客者と動線分離が可能。	—
2階設置集約案		生徒 中学が「ランド」側に位置し、平行移動可能。	来客駐車場側に位置し、来客と動線が交差する。（安全性） 全ての動線が集約するため、混雑、交差。
		児童 —	小学校が「ランド」利用時、上下移動が生じる。 全ての動線が集約するため、混雑、交差。

(9)協議会開催経過

回数	開催日	主な内容
第1回	平成30年10月18日(木)	○委嘱 ○施設整備の経緯について ○諮問 ○協議内容について
第2回	10月25日(木)	○計画候補地の選定について
第3回	11月13日(火)	○施設配置について
第4回	11月29日(木)	○施設配置について ○空間計画、平面計画について
第5回	12月13日(木)	○空間計画、平面計画について
第6回	12月27日(木)	○空間計画、平面計画について
第7回	平成31年 1月16日(水)	○その他基本計画作成に必要な事項について
第8回	2月13日(水)	○答申(案)について
第9回	2月22日(金)	○答申

(10)先進地視察

日時	場所	参加者
平成30年11月28日(水) 午後2時～	飯塚市立小中一貫校 颯田校	松熊委員 永富委員 大力委員 橋本委員 平井委員 荒川委員 井上委員 高津委員

(11)協議会委員名簿

選出範囲	所属	氏名	備考
学識経験者	教育公務員経験者	松熊 満江	会長
保護者の代表者	稲築中学校PTA	永富 靖人	副会長
	稲築中学校PTA	大力 智司	
	稲築西小学校PTA	山本 真之	
	稲築西小学校PTA	平岡 真由美	
公共的団体が推薦する者	口春行政区	橋本 武彦	
	才田日吉行政区	平井 由子	
	青少年育成住民会議稲築支部	荒川 孝子	
学校の代表者	稲築中学校 校長	松岡 琢磨	
	稲築中学校 主幹教諭	井上 剛	
	稲築西小学校 教頭	上野 二郎	
	稲築西小学校 事務職員	高津 圭一	